

# 伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例（案）

## 1. 目的

- ・ この条例は、伊丹市まちづくり基本条例に基づき、地域自治組織の設立等に関し、必要な事項を定めることにより、本市における地域コミュニティの基盤強化を図り、もって市民による主体的なまちづくりを推進することを目的とします。

## 2. 地域自治組織の認定

- ・ 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを地域自治組織（前条の目的を達成するための組織をいう。以下同じ。）として認定することができることとします。
  - (1) 活動する範囲が概ね小学校区であること。ただし、市長が地域の活動状況によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
  - (2) 構成員が次に掲げる者であること。
    - ア 活動範囲内に居住する住民
    - イ 活動範囲内で事業及び活動を行う個人又は法人、通学者、通勤者及び団体のうち、地域自治組織が認めた者
  - (3) 構成員が地域自治組織の活動に参画できる仕組み及び構成員の意見を広く聴取する仕組みを有していること。
  - (4) 実施する活動に関して、構成員に対し、情報を広く発信して情報を共有する仕組みを有していること。
  - (5) 個人情報保護に関する法律に基づき、保有する個人情報について、当該個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じていること。
  - (6) 情報の公開その他情報管理を適切に行う体制を有していること。
  - (7) 運営に必要な役員として、代表者、会計その他役員が選任されていること。
  - (8) 地域が抱える課題を解決するため、地域自治組織に部会を設置していること。
  - (9) 目的、名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、前号で定める部会、監査その他組織の民主的な運営に必要な事項が地域自治組織の規約に定められていること。
- ・ 地域自治組織の認定は、一の小学校の通学区域又は市長がやむを得ないと認めた区域につき一団体に限り行うものとします。
- ・ 地域自治組織の認定を受けようとするものは、市長に申請しなければならないこととします。
- ・ 地域自治組織は、申請した内容を変更しようとする場合は、市長に申請しなければならないこととします。
- ・ 認定要件の規定及び区域につき一団体のみ認定することができる規定は、変更申請について準用することとします。
- ・ 小学校区が変更された場合であっても、地域自治組織の活動範囲に変更がないときは、変更の申

請を要しないこととします。

- ・ 市長が必要と認める場合は、地域自治組織の認定に際し、条件を付することができることとします。

### **3. 地域自治組織の責務**

- ・ 地域自治組織は、地域における自治の推進を図るため、地域が抱える課題の解決に向けて地域活動に取り組むとともに、より良い地域づくりに努めるものとします。
- ・ 地域自治組織は、事業の円滑な運営に努めるとともに、適切な会計処理を行わなければならないこととします。

### **4. 地域自治組織への支援**

- ・ 市は、条例の目的を達成するため、地域自治組織の設立及び地域活動の運営支援その他地域における自治の推進に、必要に応じて職員を派遣し、情報提供及び助言等、必要な支援を行うものとします。

### **5. 地域自治組織への市民の参画**

- ・ 市民は、地域自治組織が実施する活動に積極的に参画するよう努めなければならないこととします。

### **6. 地域ビジョンの策定等**

- ・ 地域自治組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、歴史等の地域資源等を活用し、地域の課題を解決するため、次の各号に掲げる事項を定めた計画（以下「地域ビジョン」という。）を策定するものとします。
  - (1) 将来像
  - (2) 現状と課題
  - (3) 課題を解決するための基本方針
  - (4) 前号の基本方針に沿った具体的な取組
- ・ 地域ビジョンの計画期間は、10年とします。
- ・ 基本方針に沿った具体的な取組の内容は、次に掲げる分野ごとに定めるものとします。
  - (1) 健康及び福祉に関すること。
  - (2) 地域環境に関すること。
  - (3) 防犯、防災及び交通安全に関すること。
  - (4) 地域の活性化に関すること。
  - (5) 子どもの健全育成に関すること。
  - (6) 地域活動の拠点に関すること。

(7) 地域自治の強化に関すること。

(8) その他地域自治組織が必要と認める分野

- ・ 地域ビジョンは、地域自治組織の総会の議決を経なければならないこととします。
- ・ 地域自治組織は、地域ビジョンを構成員に周知しなければならないこととします。
- ・ 地域自治組織は、地域ビジョンに基づき、年度ごとに事業実施計画を定めるものとします。
- ・ 地域自治組織は、地域ビジョンに定めた将来像の実現のために、地域ビジョンの進捗管理をしなければならないこととします。
- ・ 地域自治組織は、地域ビジョンの進捗状況を構成員に周知しなければならないこととします。
- ・ 地域自治組織は、必要に応じて地域ビジョンの変更を行うものとします。
- ・ 総会での議決をもって策定されたものとする規定及び構成員に周知しなければならない規定は、地域ビジョンの変更について準用することとします。

## 7. 地域ビジョンの認定等

- ・ **8. 地域総括交付金**に規定する地域総括交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとする地域自治組織は、地域ビジョンの認定を受けなければならないこととします。
- ・ 地域ビジョンの認定の要件は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 市の施策に適合していること。
  - (2) 構成員が参画可能な状態により策定されたものであること。
  - (3) 地域の課題の解決に資するものであること。
- ・ 地域ビジョンの認定を受けようとする地域自治組織は、市長に申請しなければならないこととします。
- ・ 認定を受けた地域ビジョン（以下「認定地域ビジョン」という。）について、変更を行った場合は、市長に変更した内容について申請しなければならないこととします。
- ・ 交付金の交付を受けようとする場合は地域ビジョンの認定を受けなければならない規定及び認定要件の規定は、地域ビジョンの変更について準用することとします。

## 8. 地域総括交付金

- ・ 市長は、予算の範囲内において、認定地域ビジョンに基づいた事業の実施及び地域自治組織の運営に要する経費に対し、交付金を交付することができることとします。
- ・ 交付金の交付を受けようとする地域自治組織は、市長に申請しなければならないこととします。

## 9. 監査の実施及び実績報告

- ・ 交付金の交付を受けた地域自治組織は、年度ごとに監査を実施するとともに、事業の実績を市長に報告しなければならないこととします。

## 10. 交付決定の取消し、交付金の返還及び繰越

- ・ 市長は、地域自治組織が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとします。
  - (1) 8. 地域総括交付金に規定する経費以外に使用したとき。
  - (2) 交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
  - (3) 交付金の全部又は一部を使用しなかったとき。
  - (4) その他この条例（案）に違反したとき。
- ・ 市長は、交付金の交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて当該取消しにかかる交付金の返還を命じるものとします。
- ・ 交付金の全部又は一部を使用せず、地域自治組織が認定地域ビジョンの実現のために必要と認める場合は、市長と協議のうえ、交付金を次年度に繰り越すことができることとします。

## 11. 調査等

- ・ 市長は、地域自治組織の適正な運営のため必要と認める場合は、地域自治組織に報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を調査できることとします。
- ・ 市長は、報告又は調査の結果により必要があると認める場合は、地域自治組織に対して指導又は助言を行うことができることとします。
- ・ 地域自治組織は、当該組織に係る書類を10年間保管しなければならないこととします。

## 12. 是正措置等

- ・ 市長は、地域自治組織が次の各号のいずれかに該当する場合には、是正を命じることができることとします。
  - (1) 地域自治組織の認定要件に該当しなくなったと認めるとき。
  - (2) 地域自治組織の規約に基づいた運営が行われていないと認めるとき。
  - (3) その他、市長が必要と認めるとき。
- ・ 市長は、地域自治組織が是正命令に従わない場合は、地域自治組織の認定を取り消すことができることとします。

## 13. その他

- ・ この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。
- ・ この条例は、平成30年6月1日から施行することとします。ただし、8. 地域総括交付金から11. 調査等までの規定は、平成31年4月1日から施行することとします。
- ・ この条例の施行の日前に、伊丹市地域自治組織設立等試行事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定により設立した地域自治組織は、この条例による認定を受けたものとみなすこととします。
- ・ この条例の施行の日前に要綱の規定により認定を受けた地域ビジョンは、この条例による認定を

受けたものとみなすこととします。

#### **伊丹市まちづくり基本条例の改正について**

- ・ 伊丹市まちづくり基本条例第11条に地域自治組織について以下のとおり規定するとともに、当該第11条を追加したことによる条のずれを整備します。
  - (1) 市民は、地域における自治の推進を図るため、概ね小学校の通学区域を単位として、当該区域内の住民をはじめとする多様な主体で構成される地域自治組織を設立することができることとします。
  - (2) 市は、地域自治組織の設立及び運営について、必要な支援を行うものとします。
  - (3) 市長は、地域自治組織を、一地域につき一団体に限り、認定することができることとします。
  - (4) 認定を受けた地域自治組織は、構成員の参画を保障するとともに、民主的で透明性のある運営を行うものとします。